８医安第１０６０号
令和８年１１月２６日

一般社団法人愛知県病院薬剤師会会長様

愛知県保健医療局長

麻薬の管理の徹底について（通知）

日頃から、本県の医薬安全行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

麻薬業務所における麻薬等の管理につきましては、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）」（以下「法」という。）に基づき実施していただいているところですが、本県における最近の麻薬業務所からの麻薬事故届出の状況は、別添資料のとおりです。

麻薬の紛失や適正な手続きを行うことなく麻薬を廃棄した事故事例の他に、麻薬診療施設が移転した際に麻薬管理者免許の申請を失念していた事例など法違反となる事例も見受けられます。

つきましては、「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引き」（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/mayakutop.html）及び別添のチラシを御参照いただき、麻薬の適切な管理の再確認及び実施について徹底していただくよう貴会員への周知に御配慮ください。

なお、麻薬の所在不明、盗難、法違反等必要があると認められる場合には、麻薬取締員等の関係職員による麻薬業務所への立入調査等を実施することがありますので、御承知いただくとともに、調査に御協力いただきますようお願いします。

担　当　生活衛生部医薬安全課
毒劇物・麻薬・血液グループ
電　話　052-954-6305（ダイヤルイン）
ﾌｧｯｸｽ　052-953-7149
電子ﾒｰﾙ　iyaku@pref.aichi.lg.jp

麻薬管理者・施用者のみなさまへ

麻薬取扱者免許番号を確認してください

〇麻薬処方箋の記載不備（記載漏れ・有効期間の終了した免許番号の記載等）、麻薬免許のない医師による麻薬処方箋の発行などの麻薬及び向精神薬取締法違反事例が発生しています。

来年（2027 年）は、25・26・27 から始まる免許番号が有効です。

※免許番号の最初の２桁は、有効期間の始期（西暦）下２桁と同一です。



※**麻薬免許番号は、麻薬処方箋の記載事項です。**
古い免許番号を使用し続けないよう御注意ください。

診療施設の移転・開設者の変更の際は、手続きが必要です

※移転前・開設者変更前の診療施設と移転後・開設者変更後の診療施設は、別の施設となります。
麻薬管理者免許申請を失念し、新しい施設で麻薬管理者が不在となる事例が発生しています。

手続きの流れ

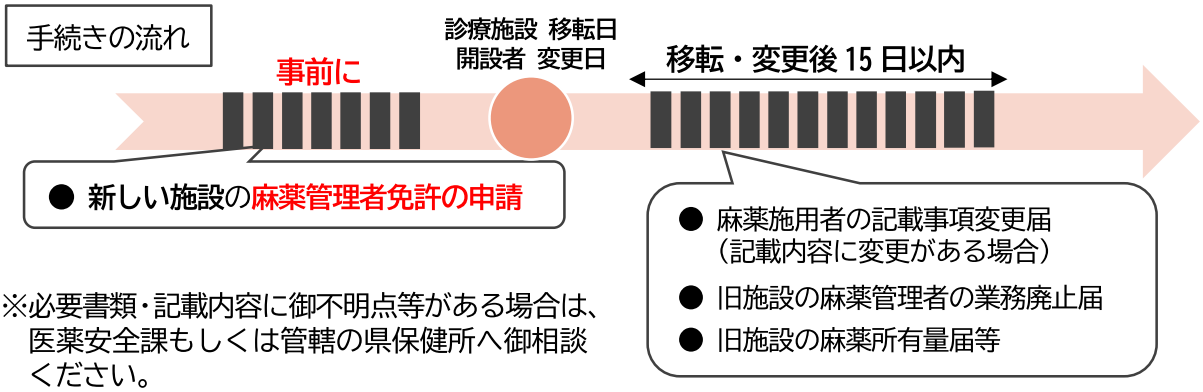

※必要書類・記載内容に御不明点等がある場合は、医薬安全課もしくは管轄の県保健所へ御相談ください。

＜よくある御質問＞

◆期限切れの麻薬を廃棄したいです。
→期限切れの麻薬を廃棄する際は、予め麻薬廃棄届を提出し、県職員立会の下廃棄してください。

◆患者家族から不要な麻薬が返却されたので廃棄したいです。
→診療施設では麻薬管理者等が他の職員の立会いの下で回収困難な方法で廃棄し、30 日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。※帳簿の記載忘れがないよう御注意ください。

◆患者に施用する前に注射剤を誤調製したことに気づきました。
→調剤済麻薬廃棄届ではなく、麻薬廃棄届による廃棄手続きを行ってください。

◆麻薬処方箋とは異なる注射剤の投与をしたことに気づきました。
→投与した分は麻薬事故届、回収した分は麻薬廃棄届による手続きを行ってください。

◆麻薬処方箋の交付のみを行っている麻薬診療施設で麻薬施用者が１人から２人になります。麻薬管理者を置く必要がありますか。
→麻薬処方箋の交付のみを行っている麻薬診療施設においても、麻薬施用者が２人以上になる場合は予め麻薬管理者を置く必要があります。麻薬管理者免許の申請をしてください。

○麻薬関係事務手続き

		病院・診療所・動物病院等麻薬業務所			麻薬小売業者開設者
		開設者	麻薬管理者	麻薬施用者	
麻薬業務所の移転（県内に限る）		所有量届等	免許申請＋業務廃止届	変更届	免許申請＋業務廃止届、所有量届等
麻薬業務所の開設者変更	名称変更有	所有量届等	免許申請＋業務廃止届	変更届	
	名称変更無			届出等不要	
麻薬業務所の名称変更		届出等不要	変更届	変更届	変更届
麻薬管理者・施用者の氏名・住所変更			変更届	変更届	

※所有量、変更及び廃止届は事由発生後 15 日以内に提出してください。

※廃止に伴い、他の麻薬取扱者に麻薬を譲渡した場合は、麻薬譲渡届を提出してください。

○麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記入例

品名　ＭＳコンチン錠　10mg

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
R8.10.1				10	前帳簿から繰越し
R8.10.1	100			110	○○会社から購入　製品番号 12346 R8.10.2
R8.10.2			18	92	○山△夫（カルテ No.123）
R8.10.3		(15)		92	○山△夫（カルテ No.123）より返納 R8.10.3　15 錠全て廃棄 立会者署名 R8.10.23 調剤済麻薬廃棄届出
R8.10.31			10	82	陳旧のため廃棄 R8.10.23 麻薬廃棄届提出 立会○○保健所　△山◇男　印
R8.11.1			1	81	1 錠所在不明 R8.11.2 事故届提出

日付は譲渡証の日付
備考に実際の到着日

患者やその遺族から返納された調剤済麻薬を廃棄する場合は残高に加えず（）で記載

期限切れ麻薬などは、あらかじめ届出て廃棄

所在不明等の事故は、速やかに届出

※帳簿の訂正は、管理者が二本線で抹消して訂正印を押印し、その脇に正しい文字等を記載すること。

※大量バイアルを分割して施用する場合には、別口座を設けて、バイアル（V）での管理から mL での数量管理を行い、患者ごとに麻薬帳簿に記載すること（品名、剤型、濃度別に分ける）。

※液剤の秤量誤差や自然減量により帳簿を訂正する場合は、管理者とその他の者の２名立会で記名押印すること。

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の管理は、手引きを参考にしてください。

「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引き」

愛知県　麻薬　手引き　検索

愛知県

別添資料

麻薬等の事故届について

（表１）麻薬・向精神薬・覚醒剤原料事故届出件数

	麻薬	向精神薬	覚醒剤原料	計
令和３年度	547	3	7	557
令和４年度	631	3	3	637
令和５年度	683	5	9	697
令和６年度	579	1	7	587
令和７年度	530	2	4	536

注）令和７年度の向精神薬事故の内訳は、盗取１件、所在不明１件。
　　覚醒剤原料事故の内訳は、流出１件、所在不明２件、廃棄違反１件。

（参考）麻薬事故届出件数の推移

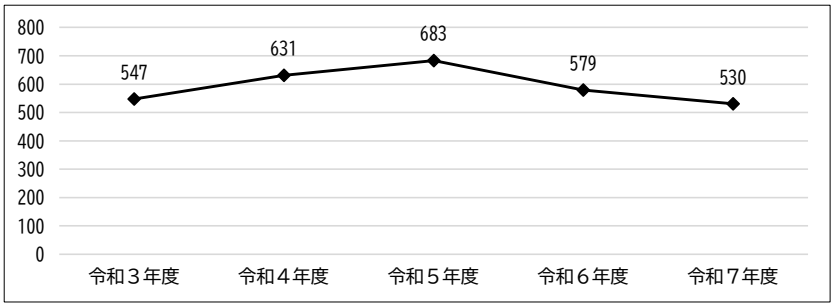

過去５年間のうち、令和３年から令和５年度にかけて増加傾向であったが、令和６年度以降は減少傾向である。

（表２）麻薬事故届の免許種類別届出件数

	施用・管理者	小売・卸売業	研究者	計
令和７年度	509	20	1	530

（注）免許種類別にみると麻薬施用・管理者からの届出件数が多いが、
　　その内訳は、患者の自己抜去による流出や注射剤の落下による破損等が多い。

（表３）麻薬事故届の事由別届出件数

	滅失		盗取	所在不明	その他					計
	破損	流出				誤廃棄（注１）	廃棄違反（注２）	誤調剤・誤施用	途中剥離・その他	
令和７年度	108	373	1	7	41	15	7	7	12	530

（注１）「誤廃棄」とは、術後の施用残麻薬や処方変更等により不要になった調剤済みの麻薬を
　　麻薬管理者が他の職員立会いの下、廃棄しなかった事例等
　　（平成12年３月31日付け医薬発第371号通知）。

（注２）「廃棄違反」とは、期限切れや誤調剤した麻薬等をあらかじめ愛知県知事に届け出て、
　　愛知県職員の立会いの下、廃棄しなかった事例等(麻薬及び向精神薬取締法第29条）。

事故届の届出が必要な事例について（一例紹介）

〇アンプルの破損により麻薬が流出し、全量回収できない場合（破損）

〇処方内容と異なった内容で調剤された麻薬を患者に施用（交付）した場合（誤施用（誤調剤））

〇患者に貼付された施用中の麻薬が何らかの原因により剥がれ落ち紛失した場合（途中剥離）

廃棄する場合に麻薬廃棄届の届出が必要な事例について（一例紹介）

〇麻薬処方箋による調剤をされていない麻薬を廃棄する場合（期限切れ等）

〇誤って調製した麻薬を廃棄する場合

〇アンプル製剤以外の麻薬で事故があった際に、回収した麻薬を廃棄する場合